

# 寄付金に対する税制上の優遇措置（寄付金控除）について

公益財団法人金森和心会は、所得税法施行令第217条に定める「特定公益財団法人」です。当法人に寄付をされた場合、確定申告等を行うことにより税金が還付される場合があります。寄付に関する領収書（寄付金受領証明書）を添えて、確定申告等の手続きを行って下さい。

## 個人に対する税制優遇

### ・所得税

所得税について、以下の優遇があります。（所得控除）  
（所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3）

$$\left[ \text{所得金額} - \text{（寄付額} - 2,000 \text{円）} \right] \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

※所得控除額（寄付額－2,000円）：総所得金額等の40%相当額が限度

### ・個人住民税

個人住民税について、以下の金額が個人住民税の額から控除されます。（税額控除）  
（地方税法第37条の2）

- ・都道府県が条例指定…（寄付金額－2,000円）×4%
- ・市区町村が条例指定…（寄付金額－2,000円）×6%

## 法人に対する税制優遇

### ・法人税

法人税について、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。（法人税法第37条）

$$\text{公益法人への寄付金の特別損金算入限度額} \\ \text{（所得金額の} 6.25\% + \text{資本金等の額の} 0.375\% \text{）} \times 1/2$$

$$\text{一般寄付金の損金算入限度額} \\ \text{（公益法人への寄付金の特別損金算入限度額を超えた分を含む）} \\ \text{（所得金額の} 2.5\% + \text{資本金等の額の} 0.25\% \text{）} \times 1/4$$

※詳しくは、税務署にお問い合わせ下さい。

